

ウィンズゴルフステーション新座リライトカード利用約款

平成 26 年 3 月 1 日

株式会社武蔵野

ウィンズゴルフステーション新座

第 1 条（約款の趣旨）

1. 当練習場は、リライトカードをこの約款にしたがって取り扱うものとし、利用者は、この約款によりお取引をしていただきます。
2. 利用者からお申し出いただければいつでもこの約款を差上げます。

第 2 条（リライトカードが利用できる場合）

1. 利用者は、当練習場にて、券面表示のご利用可能金額の範囲内で代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、当練習場がリライトカードの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
2. リライトカードは、当練習場に設置されている当練習場指定のカードリーダーにより、当練習場の定めた方法でご利用できます。
3. 当練習場は、リライトカードの利用に際して、リライトカードのご利用残高が利用者にご確認いただけるように適切な措置を講じます。
4. リライトカードをご利用になれる練習場は、練習場の新設または統廃合等の事情によって、増減することがあります。
5. リライトカードの有効期限は、最終利用日より 1 年間とし、1 年間利用がない場合、リライトカードのご利用残高は失効いたします。

第 3 条（リライトカードが利用できない場合）

次の場合には、リライトカードをご利用いただくことはできません。

1. リライトカードが偽造または変造されたものであるとき。
2. 利用者がリライトカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたリライトカードであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。
3. リライトカードの破損、カードリーダーの故障、停電等により、当練習場のカードリーダーでリライトカードのご利用可能残高を読み取ることができないときは、リライトカードをご利用いただけませんので、ご了承下さい。

4. リライトカードの有効期限が切れたとき。

第4条（リライトカードの再発行について）

1. リライトカードのご利用残高の読み取りができず、またはその記録に異常があった場合には、利用者は、当練習場が定める方法でそのリライトカードを提出し、リライトカードの再発行を受けることができます。
2. 前項の取扱いに際し、リライトカードのご利用可能残高は、電磁記録、印字および当練習場保存の記録等を総合して推計します。
3. リライトカードのご利用残高の読み取りが不能で、残高の推計もできない場合には、リライトカードの再発行を受けることはできませんので、ご了承ください。
4. リライトカードを紛失、盗難等により不正使用にされたリライトカードのご利用残高の失効については、当練習場は一切その責任を負いません。

第5条（換金の原則禁止）

1. リライトカードは、現金との引換えはできません。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者の事情によりリライトカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、利用者は当練習場が定める方法で、リライトカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高からプレミアムおよび当練習場が定める手数料を控除した金額の払戻しを受けることができます。

第6条（取扱いの変更）

リライトカードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当練習場は、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

（付 則）

- ① この利用約款は、利用者がリライトカード会員登録したときから効力を発生し、最終利用日より1年間利用がなくリライトカードのご利用金額失効まで効力を有するものします。
- ② リライトカードの表面に表記してあります「最終来場日」については、カードの裏面の「最終利用日」と同一であり、カードの利用の履歴を確認できる日となります。

以上